

# 従業者名簿（風営法）※平成28年6月23日以降

(ふりがな) 氏名		性別	男・女
生年月日	年 月 日生	採用年月日	年 月 日採用
住所	〒 電話 (      )		
従事する業務の内容			
接客従業者か否かの別	接客従業者・その他	退職年月日	年 月 日退職

**接客従業者である場合の措置**

第1 確認事項

- 生年月日
- 国籍

- 日本国籍を有しない者は、  
・ 在留資格及び在留期間

- 並びに就労が認められていない在留資格を有する者であるときは、  
・ 資格外活動の許可の有無及びその内容

- 又は特別永住者であるときは、  
・ その旨

第2 確認年月日

【 平成    年    月    日確認 】

備考 確認に用いた書類

- 1 日本国籍を有する者
  - 住民票記載事項証明書（生年月日及び本籍地都道府県名が記載されたもの）
  - 一般旅券（パスポート）
  - 官公庁発行の書類その他これに類するもの（生年月日及び本籍地都道府県名が記載されたもの）
- 2 日本国籍を有しない者。ただし、3及び4に掲げる者を除く。
  - 旅券（パスポート、難民旅行証明書等）       在留カード
  - 外国人登録証明書（在留カードとみなされるものに限る。）
- 3 日本国籍を有しない者。ただし、資格外活動許可者に限る。
  - 旅券（証印あり）
  - 旅券（証印なし）及び資格外活動許可書又は就労資格証明書
- 4 日本国籍を有しない者。ただし、特別永住者に限る。
  - 特別永住者証明書
  - 外国人登録証明書（特別永住者証明書とみなされるものに限る。）

- 備考1 臨時に使用した者や業務委託会社から派遣された者についても、全て記載すること。
- 2 退職した日から起算して3年を経過する日まで、その者に係るものを営業所ごと（無店舗型風俗特殊営業及び無店舗型電話異性紹介営業は、営業の本拠となる事務所等）に備えておくこと。
- 3 接客従業者とは、接待のほか、客席への案内、料金徴収、配膳等、客に接する業務に従事する者全てであり、掃除その他の開店前準備の業務のみに従事する者等は、含まない。
- 4 「接客従業者である場合の措置」の第1は確認した事項を【 】内に、第2は確認した年月日を【 】内に、備考は確認に用いた書類の□にレ印を付し、その写しを従業者名簿に添付すること。
- 5 この従業者名簿の形式は、例示であり、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の法令上の要件を具備した標準的なものである。

(従業者名簿の裏面)

## 第1 在留カード、外国人登録証明書又は旅券で確認する在留資格及びその該当する例示

### ○ 特定の就労活動が認められている在留資格

在留資格	該当する例示（職業等）
外交	外国政府の大使、公使、総領事等及びその家族
公用	外国政府、国際機関等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授
芸術	作曲家、画家、著述家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン
経営・管理	企業等の経営者・管理者
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や私企業等の研究者
教育	中学校、高等学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師等
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者
興行	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機等の操縦者、貴金属等の加工職人等
技能実習1号イ	海外の子会社等から受け入れられる技能実習生
技能実習1号ロ	監理団体を通じて受け入れる技能実習生

注：「興行」の在留資格では、飲食店での接待はもちろん、掃除その他の開店前準備の業務に従事するなどの「興行」に係るもの以外の就労活動はできない。

### ○ 就労活動が認められていない在留資格

在留資格	該当する例示（職業等）
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光等
留学	大学、短期大学、高等学校、専修学校等の学生
研修	実務作業を伴わない研修生
家族滞在	在留外国人が扶養する配偶者又は子

注：資格外活動許可を得ている場合は、許可された範囲で就労することができるが、風俗営業や性風俗関連特殊営業の営業所等での就労はできない。また、許可を得た者は、その本人の申請により就労資格を証明する文書が交付される。

### ○ 就労の可否は、個々に指定される活動の内容によるものとされるもの

在留資格	該当する例示（職業等）
特定活動	外交官等の家事使用人、アマチュアスポーツ選手及びその家族、インターンシップ、特定研究活動、特定情報処理活動、医療滞在、観光目的等の長期滞在者等

### ○ 身分・地位に基づく在留活動が認められ、したがって、就労活動に制限がない。

在留資格	該当する例示（職業等）
永住者	法務大臣から永住の許可を受けた者
日本人配偶者等	日本人の方の夫又は妻・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者の方の夫又は妻
定住者	日系3世

注：「特別永住者」も活動に制限がなく、したがって、就労活動に制限がない。

## 第2 従業者名簿を備えておかなければならない者

- ※ 風俗営業者
- ※ 店舗型性風俗特殊営業を営む者
- ※ 無店舗型性風俗特殊営業を営む者
- 店舗型電話異性紹介営業を営む者
- 無店舗型電話異性紹介営業を営む者
- ※ 特定遊興飲食店営業者
- ※ 酒類提供飲食店営業を営む者（午前6時から午後10時までの時間においてのみ営むものを除く。）
- 深夜（午前0時から午前6時までをいう。）において飲食店営業（酒類提供飲食店営業除く。）を営む者

注：接客従業者の生年月日、国籍等の確認義務がある者は、※印のもの。ただし、風俗営業者は、接待飲食等営業者に限り、遊技場営業者は除かれている。